

行 政 処 分 公 表 書

被 処 分 者	認 定 番 号	埼玉県公安委員会 第 43-0513 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	笑福運転代行
	主 たる 営 業 所 が 所 在 す る 市 町 村	川口市
処 分 年 月 日		令和7年7月9日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		法で定められた安全運転管理者等の講習を、公安委員会から講習の受講通知を受けたにもかかわらず、安全運転管理者にその講習を受けさせなかったものである。
根 拠 法 令		・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第19条の規定により読み替えて適用する道路交通法 第74条の3第9項（安全運転管理者講習受講義務）
処分を行った公安委員会		埼玉県公安委員会